

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月17日

【会社名】

株式会社エルアイイーエイチ

【英訳名】

Life Intelligent Enterprise Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 山 口 和 也

【本店の所在の場所】

東京都中央区銀座八丁目 9 番13号

【電話番号】

03(6458)6913(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 三 浦 功

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座八丁目 9 番13号

【電話番号】

03(6458)6913(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 三 浦 功

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、2025年12月16日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

2025年12月16日（東京地方裁判所）

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所地

名称・氏名 : 福村 康廣
住 所 : 東京都千代田区

(3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、当時子会社であった株式会社ボン・サンテが運営していた業務スーパー事業を株式会社G - 7ホールディングスに譲渡し、その対価として4,735百万円を受領しました。

これに関し、当社の元代表取締役である福村氏は、当該事業譲渡が自己の貢献によるものであるとして、役員報酬を年額12億円とする旨を主張し、2024年9月以降の未払分として10億8,000万円の支払いを求める訴訟を提起しております。

一方、福村氏は、在任中において、取締役会および株主総会の承認を得ることなく、自己の役員報酬を月額4,000万円から1億円に増額し、合計1億2,060万3,336円を受領しておりました。

当社は、当該行為が役員報酬の決定に係る法令および社内手続に反するものであるとして、福村氏に対し損害賠償請求訴訟を提起し、当社の主張が認められる判決が言い渡されております。

当社は、以上の経緯を踏まえ、福村氏による本件請求について、役員報酬の決定手続および過去の裁判結果との関係から、当社の見解と相違するものであると認識しております。

請求の内容

損害賠償請求

請求金額

10億8,000万円

(4) 当社の対応方針と今後について

当社としましては、本訴訟の当社の業績に与える影響は軽微であるものと考えておりますが、仮に福村氏の主張が認められた場合には、当社が福村氏に対し、未払報酬の支払いを行う可能性がございます。